

情報提供依頼書（R F I）

事業名	松山市福祉総合システム構築及び 運用保守業務委託			整理番号	
担当者	部局名	総合政策部	課等名	システム管理課	
	担当者名	岡田	電話番号	089-948-6423	

1. 背景

令和3年5月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度末までに地方公共団体におけるシステム標準化が義務付けられました。

松山市では、平成23年度に導入した現在の「松山市福祉総合システム」の構築を行い、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムの導入を検討しています。

本依頼は、福祉総合システムの導入を検討するに当たって、ご提案、ご意見及び資料の提供をお願いするものです。

2. 情報提供依頼の目的

福祉総合システム（児童手当・児童扶養手当・子ども子育て支援・生活保護・障がい者福祉）の導入について、構築期間や概算費用の把握、標準化対象外業務の提案やRFPへの参加可否の調査を目的とし、以下の事項について情報収集を行います。

1. 開発・構築期間
2. 開発・構築、運用・保守に関する費用
3. 標準オプションの実装について

3. 調達範囲

調達範囲は、福祉総合システム（児童手当・児童扶養手当・子ども子育て支援・生活保護・障がい者福祉）の各標準仕様書の範囲を全て満たすものとします。

ただし、福祉総合システムと緊密な連携が必要な次にあげる業務については、調達範囲に含めます。

- ・医療助成システム
- ・心身障害者扶養共済システム
- ・高齢者福祉サービスシステム
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付管理システム

4. 前提条件

調達する本システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）」に基づき、「標準仕様書等(※1)」に準拠し、人口50万超の本市において安定かつ確実な稼働を行えるモダンアプリケーション（※2）とすること。

※1「標準準拠仕様書等」とは

主に、以下に示す「基本方針」及び「仕様書」等を指す。なお、改版された場合も対象となる。また、国から守るべき要件として、新たに追加提示された資料についても、これに含むものとする。

- ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】」

- ・「子ども・子育て支援システム標準仕様書【第 1.1 版】」
- ・「児童手当システム標準仕様書【第 1.1 版】」
- ・「児童扶養手当システム標準仕様書【第 1.1 版】」
- ・「障害者福祉システム標準仕様書【第 2.1 版】」
- ・「生活保護システム標準仕様書【第 1.1 版】」
- ・「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.0 版】」

※標準仕様書間の横並び調整方針

- ・「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】」
- ・「クラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン」
- ・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 2.0 版】」
- ・「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」
- ・「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針【第 1.2 版】」
- ・「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針【第 1.1 版】」
- ・「ガバメントクラウド関連文書群」
- ・「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」

3. 6 セキュリティについて

※2「モダンアプリケーション」とは

「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」

3. 5 5 のとおり

5. 情報提供依頼事項等

(1) 情報提供依頼事項

- ・様式 1「回答書」のとおり

(2) 提示資料

1. 情報提供依頼書（R F I）（※本資料）
2. 様式 1 回答書
3. 様式 2 質問書

6. 実施期間等

令和 6 年 9 月 2 7 日（金）から令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）まで

1. 質問受付 令和 6 年 1 0 月 4 日（金）午後 5 時まで

※質問最終回答：1 0 月 1 1 日（金）

2. 提出期限 令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）午後 5 時まで

7. 資料提供依頼に関する質問

本 R F I について質問がある場合は、以下の要領にてご連絡ください。

- ・受付期間 令和 6 年 1 0 月 4 日（金）午後 5 時まで
- ・質問方法 「様式 2 質問書」を添付し、下記の宛先及び件名にて電子メールで送信してください。
- ・宛先 SYSKAN@city.matsuyama.ehime.jp
- ・件名 【松山市：福祉 RFI】情報提供依頼に関する質問（参加者名）

8. 資料の提出について

本 R F I に対する資料は、以下の要領にてご提出ください。

- ・提出資料 「様式 1 回答書」
※本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合は、提案内容を示した資料を同封してください。
- ・提出期間 令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）午後 5 時まで
- ・回答方法 提出資料を添付し、下記の宛先及び件名にて電子メールで送信してください。
- ・宛先 SYSKAN@city.matsuyama.ehime.jp
- ・件名 【松山市：福祉 RFI】資料提出（参加者名）

9. その他

- （1） 本件に係る経費は、情報提供者の負担とします。
- （2） 本件でご提出いただいた資料等については、返却いたしません。
- （3） 本件でご提出いただいた資料等について、後日ヒアリングや追加資料の提出の依頼を行う場合があります。
- （4） ご提出いただいた資料等については、本件の目的の範囲内において松山市で利用し、無断で第三者に開示することはありません。